

第 1 回
十勝中央合併協議会
会 議 録

平成 16 年 1 月 23 日

十勝中央合併協議会

第1回十勝中央合併協議会

議事日程

第1回十勝中央合併協議会

(平成16年1月23日 14時00分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名	4分
日程第3	正副会長挨拶	4分
日程第4	委員及び幹事会幹事、事務局職員の紹介	7分
	(諸般の報告)	
日程第5	報告第1号 経過報告について	9分
日程第6	報告第2号 十勝中央合併協議会規約	10分
日程第7	報告第3号 十勝中央合併協議会規約に関する協議書	12分
日程第8	報告第4号 十勝中央合併協議会幹事会規程	13分
日程第9	報告第5号 十勝中央合併協議会専門部会規程	13分
日程第10	報告第6号 十勝中央合併協議会事務局規程	14分
日程第11	報告第7号 十勝中央合併協議会財務規程	15分
日程第12	報告第8号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	16分
日程第13	議案第1号 十勝中央合併協議会会議運営規程	18分
日程第14	議案第2号 十勝中央合併協議会小委員会規程	19分
日程第15	議案第3号 平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について	21分
日程第16	議案第4号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算	22分
日程第17	議案第5号 協議の進め方について	24分
日程第18	議案第6号 事務事業の調整方針について	25分
日程第19	議案第7号 合併協定項目について	27分
日程第20	議案第8号 新町建設計画の策定方針について	31分
日程第21	議案第9号 小委員会の設置について	33分
日程第22	協議第1号 合併の方式について	36分
日程第23	協議第2号 新町の事務所の位置について	37分
日程第24	第2回協議会の開催期日について	38分
日程第25	閉会	38分

会 議 録

第 1 回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年 1月23日
2. 招集の場所 幕別町民会館 2階講堂
3. 開会 1月23日 14時00分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (31名)
会長 幕別町 岡田和夫
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨上良明 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 瀨上良明 宮本真由美
更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏 林中建夫
鈴木英治 徳尾進 西田勉 水口光浩 鈴木輝子
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫
村上富二 小原喜久雄 森徹 菅野由紀子
6. 遅参委員 (1名)
幕別町 瀨上良明
7. 欠席委員 (2名)
幕別町 吉村学 忠類村 加藤修治
8. 幹事
幕別町助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
更別村助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏
忠類村助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
9. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司
調整班長 三好光幸 調整班員 前田貴広
総務広報班員 森範康 和田智旭
10. 報告
報告第1号 経過報告について
報告第2号 十勝中央合併協議会規約
報告第3号 十勝中央合併協議会規約に関する協議書
報告第4号 十勝中央合併協議会幹事会規程
報告第5号 十勝中央合併協議会専門部会規程
報告第6号 十勝中央合併協議会事務局規程

報告第7号 十勝中央合併協議会財務規程

報告第8号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

11. 議案

議案第1号 十勝中央合併協議会会議運営規程

議案第2号 十勝中央合併協議会小委員会規程

議案第3号 平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について

議案第4号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算

議案第5号 協議の進め方について

議案第6号 事務事業の調整方針について

議案第7号 合併協定項目について

議案第8号 新町建設計画の策定方針について

議案第9号 小委員会の設置について

12. 協議

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 新町の事務所の位置について

13. 会議録署名委員の指名

幕別町 西尾治 本保証喜

14. 傍聴人 (25人)

議事の経過

(平成 16 年 1 月 23 日 14:00 開会)

[開会]

会長(岡田和夫) 本日は、何かと御多用の中、そして大変道の悪い中を、委員の皆さん方、多数御出席を頂きまして、第 1 回の協議会が開催できますことを大変ありがたく思っているところであります。

私、十勝中央合併協議会の会長を務めさせて頂きます、幕別町長の岡田でございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは委員の半数以上の御出席がありますので、十勝中央合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定により、ただ今から第 1 回の十勝中央合併協議会を開会致します。

なお、本日このあとに御協議を頂きますけれども、日程の第 13、議案第 1 号で「十勝中央合併協議会の会議の運営規程」を決定頂くわけでありまして、それまでの間、一般の方々及び報道関係の方々の傍聴につきましては、あらかじめ御承認おき頂きますように、お願い申し上げたいというふうに思います。

[会議録署名委員の指名]

会長(岡田和夫) それでは日程第 2、会議録署名委員の指名についてであります、これも、今、申し上げましたように、会議運営規程の決定を頂いておりませんので、当面、仮指名ということで指名をさせて頂きますので、よろしくお願い申し上げます。会議運営規程が決定したのち、正式な指名とさせて頂きますので、あらかじめ御承認頂きますよう、お願い申し上げます。

それでは会議録署名委員を仮に指名させて頂きます。

会議運営規程第 6 条第 2 項の規定により、幕別町の西尾委員、本保委員を指名致します。

次に、日程第 3 並びに日程第 4 につきましては、事務局長に進行させますので、よろしくお願い致します。

[正副会長挨拶]

事務局長(金子隆司) 私は事務局長を務めさせて頂きます、金子隆司と言います。幕別町の企画室長でございます。よろしくお願いを致します。

それでは日程第 3、本協議会の会長及び副会長より御挨拶を頂きたいと存じますが、会長及び副会長につきましては、町村長の協議により、会長に岡田和夫幕別町長が、副会長に安村豊治更別村長、遠藤清一忠類村長が選任されておりますので、

御報告を申し上げます。

はじめに岡田会長から御挨拶を頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

会長（岡田和夫） 一言、御挨拶をさせていただきます。

本日、お忙しい中、委員の皆さん多数、御出席を頂きまして、第1回の合併協議会、いわゆる法定協議会が開催できますことを大変うれしく思っております。

御案内のように、昨年8月に幕別・更別・忠類の1町2村によります任意協議会がスタートを致しましてから、今日まで、それぞれの町村議会の皆さん、そしてまた住民の皆さんの検討会議、さらには3町村の多くの住民の皆さん方の温かい御理解を頂く中、こうして第1回の法定協議会を迎えられましたことに、心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

御承知のとおり、国が進める合併特例法、いよいよ来年3月31日がタイムリミットであります。合併するにしろ、合併しないにしろ、平成16年度中には、その方向を決定していかなければならない、正に正念場の年を迎えたわけであります。

それぞれの町、村が、50年、100年という長い歴史の中で、町づくり、村づくり、地域づくりが進められてきたわけでありますから、今、新しい町をつくる、いろいろな課題が、問題が山積しているのだらうというふうに思っております。

そうした意味では、本委員会の在り方、担う役割というのは大変重いものがあるのだらうというふうに思っておりますし、私自身も会長という大きな任務を与えられ、正に身の引き締まる思いであります。

どうか委員の皆さん方には、ひとつ、それぞれ忌憚のない御意見を出して頂くとともに、また、相手方の立場を、そしてまた、相手方の言動に対しての思いやりを持ちながら、尊重しながら、お互いが意見を出し尽くし、そして審議をしながら、一つひとつの課題にあたっていって頂ければというふうに思っております。

当然のことながら、この法定協議会、あるいはこの後、審議頂きますけれども、小委員会、あるいは分科会、幹事会、専門部会、いろいろな組織がありますけれども、そうした中身について、それぞれの住民の皆さんに周知をしながら、また、住民の皆さんの意見を頂く中で、それらについての意向を踏まえての審議も必要であるというふうに思っております。

いずれに致しましても、委員の皆さんには、これから来年に向けて、大変お忙しい中、何度となくこうした協議会に、あるいは各種の委員会に御出席を頂き、御意見を賜りたいというふうに思っております。

どうか皆さん方の変わらぬ御協力を、そして御指導を賜りますようお願いを申し上げます。一言、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

事務局長（金子隆司） ありがとうございます。

次に、安村副会長、お願い致します。

副会長（安村豊治） このたび、副会長として仰せつかりました更別村長の安村でございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

先ほど岡田会長からもお話ありましたように、本当にこの日を迎えられましたことは、私にとりまして大変喜びとするところでございます。

また、このたびは、それぞれ各町村 11 名の委員をもって、これから約 1 年有余の期間をもって協議がされていくわけでありまして。その中、民間の御立場から、それぞれ 6 名の委員さんが出席されるということでありまして、参画されるということでありまして。ほかに御仕事を持たれている以外に、こうして出て頂いたということに、心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思っております。

申し上げるまでもなく、合併ということは目的であって手段ではないということでありまして。そんなふうに行われているわけでありまして。しかしながら、その前段の合併協議、いかにそういう目的を成就するのか。やはりその協議が一番大切になるのではないかとこのように思っております。

従いまして、それぞれの御立場で腹藏なく、それぞれの御立場で御意見を申し出る、議論を叩かせ合うことが極めて大切なことではないかなというふうに思っているところであります。そんな皆様方の忌憚のない御意見を心から期待申し上げながら、約 1 年余になります期間中、御支援と御指導のほどお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い致します。

事務局長（金子隆司） ありがとうございます。

最後に、遠藤副会長、お願い致します。

副会長（遠藤清一） どうも御苦労様でございます。

副会長を仰せつかりました、忠類村長の遠藤でございます。

今、幕別の岡田会長さん、そして更別の安村副会長さんからも御挨拶にございましたように、昨年の 8 月に任意協議会が設置されました。その後、5 回の協議がなされました。基本的なことについて、いろいろと話し合いがされ、そして、昨年 12 月 25 日に法定協議会入りということで調印をさせていただきました。

その後、33 名の委員の皆さん、それぞれ選出を頂きました。今日は初めての会合であります。

私は、この法定協、成功するか、しないかというのは、委員の皆さんの御考えが大きく左右するなというふうに考えております。これを成功させるためには、やはり、協議一つひとつが我が田に水を引くような話でなくて、やはり、先ほど岡田会長さんもお話ございましたけれども、お互いのことを考える、そういう基本的な考えで、スタンスで、この協議に臨めば、必ず道は開けてくるなと。そして、この 1 年、あるいは 1 年何か月かの中で協議が進んで、いよいよ合併と、新しい町をつくると

ということになっていくのかなと、こういう期待をしております。

どうか委員の皆さんにおかれましては、それぞれの町、村も大事でありますけども、相手方の町、村のことも考えながら、協議を進めて頂くように、心から御期待を申し上げまして、簡単でございますけども、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局長（金子隆司） ありがとうございました。

[委員及び幹事会幹事、事務局職員の紹介]

事務局長（金子隆司） 次に日程第4、委員の皆さまの御紹介及び幹事、事務局職員の紹介をさせていただきます。

僭越ではございますが、私から委員の皆さまの御氏名を申し上げますので、御起立を頂きたいと存じます。

はじめに、幕別町の委員の皆さまを御紹介申し上げます。

西尾治委員でございます。

本保証喜委員でございます。

瀧瀨太郎委員でございます。

佐々木芳男委員でございます。

多田順一委員でございます。

若原輝男委員でございます。

杉山勝彦委員でございます。

宮本真由美委員でございます。

次に、更別村の委員の皆さまを御紹介申し上げます。

江本信吉委員でございます。

渡辺春雄委員でございます。

赤津寛一郎委員でございます。

本多芳宏委員でございます。

林中建夫委員でございます。

鈴木英治委員でございます。

徳尾進委員でございます。

西田勉委員でございます。

水口光浩委員でございます。

鈴木輝子委員でございます。

最後に、忠類村の委員の皆さまを御紹介申し上げます。

邊見敏夫委員でございます。

杉坂達男委員でございます。

南山弘美委員でございます。

齊藤順教委員でございます。
帰山孝夫委員でございます。
村上富二委員でございます。
小原喜久雄委員でございます。
森徹委員でございます。
菅野由紀子委員でございます。

なお、幕別町の吉村学委員、忠類村の加藤修治委員からは、本日の会議に欠席する旨、連絡を頂いております。

また本日、御出席は頂いておりませんが、規約第 16 条第 1 項の規定により、更別村の柏木孝監査委員、忠類村の大和田仲善監査委員を、本協議会の監査委員として委嘱してございますので、御報告を申し上げます。

以上、紹介させて頂きました。

委員の皆さまにおかれましては、大変恐縮ではございますが、ただ今の御紹介をもちまして、本協議会委員の委嘱状交付に代えさせて頂きたいと存じますので、御了承を頂きたいと思っております。

なお、委嘱状につきましては、お手元に配布させて頂いておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、幹事及び事務局職員を紹介致します。

幹事会規程第 3 条の規定により、助役ほか総務及び企画担当職員が幹事に決定致しております。

幕別町の新屋敷清志総務部長であります。

私も、幹事となっております。

次に、更別村の真鍋清総務課参事でございます。

同じく、笠原幸宏総務課参事でございます。

次に、忠類村の川島廣美総務課長でございます。

同じく、水谷幸雄企画課長でございます。

なお、助役の協議により、幹事長には幕別町の西尾治助役、副幹事長に更別村の江本信吉助役及び忠類村の邊見敏夫助役が決定しておりますことを申し添えさせて頂きます。

次に、事務局職員を紹介致します。

先に、次長及び班長を紹介致します。

事務局次長、阿部義昭でございます。

計画班長、原田雅則でございます。

調整班長、三好光幸でございます。

次に、班員を紹介致します。

総務広報班、森範康でございます。

同じく、総務広報班、和田智旭でございます。

計画班、甲谷英司でございます。

調整班、前田貴広でございます。

なお、総務広報班長、飯田晴義につきましては所用により、また調整班、細澤正典は専門部会開催のため、欠席をさせて頂いております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

[諸般の報告]

事務局長（金子隆司） それでは、これより会議に入らせて頂きますが、委員の皆さまにおかれましては、発言をされる際には挙手を頂き、マイクのスイッチを入れましてから発言を頂きますよう、御願いを申し上げます。

なお、会議の議長につきましては、規約第 10 条第 2 項の規定により会長が議長となりますので、今後の進行につきましては会長に御願いを申し上げます。

[報告第 1 号 経過報告について

報告第 2 号 十勝中央合併協議会規約

報告第 3 号 十勝中央合併協議会規約に関する協議書

報告第 4 号 十勝中央合併協議会幹事会規程

報告第 5 号 十勝中央合併協議会専門部会規程

報告第 6 号 十勝中央合併協議会事務局規程

報告第 7 号 十勝中央合併協議会財務規程

報告第 8 号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程]

議長（岡田和夫） それでは報告事項に入らせて頂きます。

日程第 5、報告第 1 号「経過報告について」から、日程第 12、報告第 8 号「十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」までを一括して御報告し、その後、一括して質疑を頂いたのち、1 号ごとに採決をしてまいりたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がございませんので、それでは報告第 1 号から報告第 8 号までを一括して御報告申し上げます。

なお、報告事項、議案及び協議事項につきましては、今後、事務局から説明をさせますので、御了承頂きます。

それでは、報告第 1 号から説明を願います。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 報告第 1 号「経過報告について」から報告第 8 号「十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」まで、一括して御説明を申し

上げます。

議案書の1ページをお開きください。

幕別町、更別村、忠類村の3町村によります合併に関する協議につきましては、平成15年8月5日に任意合併協議会設置の調印式が行われ、8月21日から任意合併協議会におけます協議がスタート致しました。

その後、2回の協議会を経まして、10月には、それまでの協議結果を踏まえて「これからのまちづくり」いわゆる、ダイジェスト版を全戸配布致しますとともに、3町村内で住民説明会を開催し、合併に関する住民の意向把握に努めたところであります。

当初の予定と致しましては、住民説明会を経て、10月末までに、その後の協議の在り方、すなわち、法定合併協議会設置の是非につきまして、任意合併協議会としてのまとめを行うことと致しておりましたが、10月20日の第4回任意合併協議会におきまして、さらに慎重に住民の意向把握に努めた上で、まとめを行うことが確認されましたことから、3町村におきましては、出前講座や公共的団体との意見交換などを重ね、住民の意向把握に努めたところであります。

このような経過を経まして開催されました11月27日の第5回任意合併協議会におきまして、「今後は、法定合併協議会に議論の場を移すべき」との検討報告書をもちまして、任意合併協議会におけます結論が出されたところであります。

その後、12月16日から24日までの間に、3町村それぞれの議会におきましては、法定合併協議会設置の議決が整いましたことから、12月25日に「十勝中央合併協議会」が設置されたところであります。

次に、報告第2号「十勝中央合併協議会規約」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本規約につきましては、3町村のそれぞれの議会における議決を経て定められたものでありますが、十勝中央合併協議会を運営していく上での、いわば憲法と言えるものであります。

それでは、規約の内容につきまして、条文に従いまして御説明を申し上げます。

第1条につきましては、協議会の設置を定めたものであります。

第2条につきましては、名称に関する規定であります。協議会の名称を「十勝中央合併協議会」とするものであります。

「十勝中央」という名称であります。昨年12月の規約制定時におきまして、十勝管内に六つの任意合併協議会がありましたが、その中で唯一、他の支庁に接していない、つまり十勝管内の中央に位置するのが、幕別町、更別村、忠類村の枠組みでありましたことから、「十勝中央」という名称を用いたものであります。

第3条につきましては、協議会の事務を例示したものであります。

第4条につきましては、協議会の事務所を幕別町に置く旨、定めたものであります。

第5条につきましては、協議会の組織を定めたものであります。

第6条及び第7条につきましては、会長、副会長について規定したものでありますが、「会長については関係町村の長の協議により、副会長については関係町村の長のうちから会長に選任された者を除く2名をもって充てる」とこととされているところではありますが、昨年12月25日に行われました協議によりまして、会長に岡田幕別町長、副会長に安村更別村長、遠藤忠類村長が選任されたところでもあります。

第8条につきましては、協議会の委員に関する規定であります。

任意合併協議会につきましては、1町村あたり6名、合計18名の委員で構成されておりましたが、法定合併協議会におきましては、会議の円滑な運営上、自ずと限界はありますものの、できる限り多くの住民の方に参加をして頂くという観点から、1町村あたり11名、合計で33名とされたところでもあります。

(14:20 幕別町瀬上良明委員入場)

内訳と致しましては、1号委員として関係町村の長、2号委員として助役、3号委員として議長及びそれぞれの議会が選出する議員各2名、4号委員として関係町村の長が推薦する学識経験を有する者各6名となっているところでもあります。

2ページから3ページにまたがりませんが、第9条につきましては、会議の招集等についての定めであります。

第10条につきましては、定足数、議長等、会議の運営について定めたものでありますが、会議の運営に関する規程につきましては、のちほど、議案第1号として御審議を頂くことと致しております。

第11条につきましては、協議会の事務の一部を調査、審議するため、小委員会を置くことができる旨、定めたものでありますが、小委員会の組織、運営等の事項につきましては、議案第2号の「十勝中央合併協議会小委員会規程」と致しまして、小委員会の設置につきましては、議案第9号と致しまして、それぞれ御審議を頂くことと致しております。

第12条及び第13条につきましては、協議会の下部組織について定めたものでありますが、協議会に提案する事項について協議等を行うために幹事会を、協議会の事務を専門的に協議等を行うための専門部会を設置する旨、定めたものであります。幹事会及び専門部会に係る組織、運営等の事項につきましては、報告第4号及び第5号と致しまして、それぞれの規程を報告させて頂くことと致しております。

第14条につきましては、事務局について定めたものでありますが、事務局の組織、運営の事項等につきましては、報告第6号と致しまして事務局規程を報告させて頂くことと致しております。

第15条につきましては、経費の負担に関する規定ではありますが、協議会の運営

に係る経費の負担につきましては、関係町村の長が協議することとされているところでありまして、具体的な負担内容につきましては、報告第3号の中で説明をさせていただきます。

第16条につきましては、監査についての定めであります。

第17条につきましては、予算の編成、現金の出納等、財務について定めたものでありますが、財務に関する規程につきましては、のちほど報告第7号と致しまして報告させていただきます。

3ページから4ページにかけてであります。第18条につきましては報酬及び費用弁償の支給根拠を定めたものでありますが、支給等に関わる具体的な定めにつきましては、報告第8号と致しまして報告させていただきます。

第19条につきましては、協議会が解散した場合の決算に係る規定であります。解散した場合には、解散の日をもって収支を打ち切り、会長であった者が決算をする旨を定めたものであります。

第20条につきましては、この規約及び規約の委任を受けて定められるもののほか、協議会に関して必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規約の施行期日を定めたものでありますが、告示の日、すなわち、12月25日から施行されたところであります。

次に、報告第3号「十勝中央合併協議会規約に関する協議書」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本協議書につきましては、十勝中央合併協議会規約の中に「関係町村の長が協議して定める」とされている事項が5項目ありましたことから、3町村の長の協議により定めたものであります。

それでは、お手元の協議書に従いまして御説明を申し上げます。

まず、第1項、会長につきましては幕別町長、第2項、会長の職務代理につきましては、会長の指名により、第1順位が更別村長、第2順位が忠類村長となったところであります。

第3項、事務局につきましては、各町村それぞれ、お手元の表に掲げております職員が、事務局の事務に従事することとなったところであります。

第4項、経費の負担についてであります。協議会に要する経費に関しましては、全戸配布を伴う広報媒体、これは協議会だよりを想定しているものでありますが、この経費につきましては世帯数割、それ以外の経費につきましては均等割とすることとされたところであります。

議案書の6ページをお開きください。

第5項、監査につきましては、更別村及び忠類村の、いわゆる代表監査委員が監

査を行うこととなったところであります。

なお、第6項、その他にありますように、この協議内容に変更が生じた時には、別に協議書を取り交わすこととされているものであります。

次に、報告第4号「十勝中央合併協議会幹事会規程」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第12条の規定に基づき、幹事会の組織、運営その他必要な事項について定めたものであります。

以下、条文に従いまして御説明を申し上げます。

第1条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、幹事会の所掌事務と致しまして、「協議会に提案する事項等の協議又は調整を行うこと」と定めたものであります。

第3条及び第4条につきましては、幹事会の構成について定めたものであります。幹事会は8ページの別表にありますように、1町村あたり助役及び部・課長職2名の合計3名で構成するものであります。

第5条につきましては、幹事長の職務及び幹事長の職務代理について定めたものであります。

第6条につきましては、会議の招集等について定めたものであります。

第7条につきましては、幹事会における協議等の経過及び結果についての会長への報告義務について定めたものであります。

第8条につきましては、幹事会の庶務を協議会の事務局が行う旨、定めたものであります。

第9条につきましては、この規程に定めるもののほか、幹事会の組織運営に関して必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成15年12月25日から施行されたものであります。

次に、報告第5号「十勝中央合併協議会専門部会規程」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

本規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第13条の規定に基づき、専門部会の組織、運営その他必要な事項について定めたものであります。

以下、条文に従いまして御説明を申し上げます。

第1条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、専門部会の所掌事務と致しまして、「協議会規約に規定する協議会の事務について専門的に協議・調整する」と定めたものであります。

第3条につきましては、専門部会とその下部組織である分科会の組織について定

めたものでありますが、10 ページの別表にありますように、12 の専門部会と 28 の分科会を設置するものであります。

第 4 条及び第 5 条につきましては、役員の設置及び職務について定めたものであります。

第 6 条につきましては、会議の運営について定めたものであります。

第 7 条につきましては、専門部会等における協議経過及び結果に係る報告義務について定めたものであります。

10 ページをお開きください。

第 8 条につきましては、専門部会等の庶務を部会長等が属する町村で行う旨、定めたものであります。

第 9 条につきましては、関係者として専門部会等に出席した場合における費用弁償の支給について定めたものであります。

第 10 条につきましては、この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成 15 年 12 月 25 日から施行されたものであります。

なお、協議・調整を必要とする事務事業の数につきましては、現時点で約 1,200 項目となっておりますが、このうち、協議会で決定を頂く A ランクにつきましては、350 項目前後になるものと予想しているところであります。

次に、報告第 6 号「十勝中央合併協議会事務局規程」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 11 ページをお開きください。

本規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第 14 条の規定に基づき、事務局の組織、運営その他必要な事項について定めたものであります。

以下、条文に従いまして御説明を申し上げます。

第 1 条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第 2 条につきましては、事務局の所掌事務として 5 項目を例示したものであります。

第 3 条につきましては、事務局の組織、班の事務分掌、第 4 条につきましては職員の設置、第 5 条につきましては職務について、それぞれ定めたものであります。

なお、各班の事務分掌は、13 ページの別表第 1 のとおりであります。

11 ページから 12 ページにまたがりませんが、第 6 条から第 8 条につきましては協議会の円滑な運営を図るため、第 6 条において会長の決裁規定を、第 7 条において事務局長の専決事項を、第 8 条において代決規定を、それぞれ定めたものであります。

第 9 条につきましては、情報公開の取扱い、第 10 条につきましては、文書の取

扱い、第 11 条につきましては、公印の取扱いを、それぞれ定めたものであります。

第 12 条につきましては、職員の服務について、第 13 条につきましては、職員の給与等の負担について、第 14 条につきましては、公務災害補償の負担について、それぞれ定めたものであります。

第 15 条につきましては、この規程に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項については、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成 15 年 12 月 25 日から施行されたものであります。

次に、報告第 7 号「十勝中央合併協議会財務規程」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の 14 ページをお開きください。

本規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第 17 条の規定に基づき、協議会の予算の編成、現金の出納、その他財務に関する必要な事項について定めたものであります。

以下、条文に従いまして御説明を申し上げます。

第 1 条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第 2 条につきましては、予算の調製等に関して、第 3 条につきましては、会計年度に関して、第 4 条につきましては、予算の補正に関しまして、地方自治法の例に準じて、それぞれ基本的事項について定めたものであります。

第 5 条につきましては、歳入歳出予算の科目の区分について、15 ページにあります別表第 1 及び第 2 のように定めることとしたものであります。

第 6 条につきましては、予算の流・充用に関し、会長の属する町村の関係規定を適用する旨、定めたものであります。

第 7 条につきましては、出納及び現金の保管について、第 8 条につきましては、出納員の設置及びその職務について、それぞれ定めたものであります。

14 ページから 15 ページにまたがりませんが、第 9 条につきましては、決算に係る手続について定めたものであります。

第 10 条につきましては、収入・支出の手続き及び帳簿について定めたものであります。

第 11 条につきましては、この規程に定めるもののほか、財務に関して必要な事項については、会長にその制定を委任したものであります。

附則第 1 項につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成 15 年 12 月 25 日から施行されたものであります。

附則第 2 項であります。予算につきましては、第 2 条第 2 項の規定に基づき、年度開始前に協議会に諮り承認を頂くこととなっているところではありますが、本協議会が年度途中で設置されましたことから、15 年度に限り、第 1 回の協議会に諮

り承認を得ることとしたものであります。

附則第3項につきましては、本協議会が昨年12月25日に設置され、その後、予算が承認される今日1月23日までの間に、3町村からの負担金の収入や事務局経費など必要になる経費の支出が出てまいりますことから、予算が承認される前であっても収入・支出が可能となるよう、特例を定めたものであります。

最後になりますが、報告第8号「十勝中央合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

本規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第18条の規定に基づき、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について定めたものであります。

以下、条文に従いまして御説明を申し上げます。

第1条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、報酬日額を7,000円と定めたものであります。金額につきましては、幕別町におけます附属機関の委員の日額報酬額を用いたものであります。

また、首長、助役及び常勤職員並びに議会議員につきましては、職務の一環として協議会の事務に携わって頂きますことから、報酬を支給しない旨を定めたものであります。

第3条につきましては、費用弁償の支給に関する規定であります。支給額につきましては、会長の属する町村の関係規定を準用する旨を定めたものであります。

なお、首長、助役及び常勤職員並びに議会議員が協議会の会議に出席した場合の費用弁償につきましては、その属する町村において支給して頂きますことから、協議会からは支給しないとするものであります。

第4条につきましては、この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関して必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成15年12月25日から施行されたものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、報告第1号から報告第8号まで一括して御質疑を受けたいと思いますけれども、ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは質疑がありませんので、報告第1号「経過報告について」は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第1号については、報告のとおり承

認されました。

次に、報告第2号「十勝中央合併協議会規約」については、報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第2号については、報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号「十勝中央合併協議会規約に関する協議書」については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第3号については、報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号「十勝中央合併協議会幹事会規程」については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第4号については、報告のとおり承認されました。

次に、報告第5号「十勝中央合併協議会専門部会規程」については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第5号については、報告のとおり承認されました。

次に、報告第6号「十勝中央合併協議会事務局規程」については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第6号については、報告のとおり承認されました。

次に、報告第7号「十勝中央合併協議会財務規程」については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第7号については、報告のとおり承認されました。

次に、報告第8号「十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第8号については、報告のとおり承認をされました。

幕別の瀬上委員さんが、先ほど御紹介が漏れておりますので、事務局の方から紹介を致します。

事務局長（金子隆司） 御紹介を申し上げます。

瀬上良明委員でございます。

議長（岡田和夫） ここで10分間、休憩をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

55分から始めたいと思います。

14:45 休憩

14:55 再開

[議案第1号 十勝中央合併協議会会議運営規程]

議長（岡田和夫） 休憩を閉じ、会議を再開致します。

次に、日程第13、議案第1号「十勝中央合併協議会会議運営規程」を議題と致します。

事務局長より説明致します。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 議案第1号「十勝中央合併協議会会議運営規程」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

本規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第10条の規定に基づき、協議会の会議、その他議事、その他会議の運営に関しまして必要な事項を定めるものであります。

以下、条文に従いまして御説明を申し上げます。

第1条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、会議の基本方針と致しまして、会議の公開と公平かつ公正な協議の推進に努める旨を定めたものであります。

第3条につきましては、議長及び委員の責務を定めたものであります。

第4条につきましては、会議の開会・閉会、委員の発言について定めたものであります。

第5条につきましては、表決について定めたものでありますが、本協議会の議件につきましては、その性格上、全会一致を原則としながらも、場合によっては、多数決により執り進めることができる旨を定めたものであります。

第6条につきましては、会議録の調製方法、第7条につきましては、会議録及び会議資料の公開を定めたものでありますが、公開につきましては、18ページの別表にありますように、3町村の役場、支所及び協議会事務所において行うこととす

るものであります。

第8条から次のページの第13条までにつきましては、傍聴に関しまして、人数の制限、手続、入場制限、遵守事項等について定めたものであります。

第14条につきましては、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項について、議長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成16年1月23日、本日から施行するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、質疑がないようでありますので、議案第1号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第1号については、原案のとおり決定されました。

ただ今、会議運営規程の決定を頂きましたので、先ほど仮指名をさせて頂きました西尾委員及び本保委員を、本日の会議録署名委員に改めて指名をさせて頂きます。

[議案第2号 十勝中央合併協議会小委員会規程]

議長（岡田和夫） 次に、日程第14、議案第2号「十勝中央合併協議会小委員会規程」を議題とします。

説明を求めます。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 議案第2号「十勝中央合併協議会小委員会規程」につきまして御説明を申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

本規程につきましては、十勝中央合併協議会規約第11条の規定に基づき、小委員会の組織、運営、その他必要な事項について定めるものであります。

以下、条文に従いまして御説明申し上げます。

第1条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、小委員会の所掌事務を定めたもので、小委員会は協議会から付託された事項について、調査、審議等を行うとするものであります。

第3条につきましては、委員の指名について定めたものであります。

第4条につきましては、小委員会の組織について定めたものであります。

第5条につきましては、委員長の職務及び職務代理について定めたものであります。

第6条につきましては、会議の招集等について定めたものであります。

第7条につきましては、会議録等の調製、公開、傍聴に關しまして、十勝中央合併協議会会議運営規程を準用する旨、定めたものであります。

第8条につきましては、小委員会委員の報酬及び費用弁償の支給に關しまして、十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に關する規程を準用する旨、定めたものであります。

第9条につきましては、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について協議会への報告義務について定めたものであります。

第10条につきましては、小委員会の庶務を協議会の事務局が行う旨、定めたものであります。

第11条につきましては、この規程に定めるもののほか、小委員会に關して必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成16年1月23日から施行するものであります。

以上であります。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

議案第2号について、御質疑ありませんか。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） ちょっとお伺いしますけども、3条、委員の件でございますけれども、小委員会の9号議案で提案される予定になっております小委員会の構成でございますけれども、これは、この規定からいきますと、長が指名する形になっております。

小委員会の分が後ほど、案ですので、発言によっては、ある程度の変更がきくのかどうか。ちょっとお伺いしたい。

議長（岡田和夫） 今の議案第2号は、規程に關しての議案でありますので、委員の指名については、今、お話ありましたように、議案第9号の中で御意見を頂ければというふうに思っております。その先で協議をさせて頂きたいというふうに思います。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） そうすると、議案9号の中で、委員の変更の許可はできるということでございますね。そういうふうに理解してよろしいですね。

議長（岡田和夫） なるかどうかは別にして、その段階で協議をさせて頂きます。

委員（渡辺春雄） はい、分かりました。

議長（岡田和夫） ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ほかに、御質疑がないようでありますので、議案第2号「十勝中央合併協議会小委員会規程」につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、原案のとおり決定をされました。

[議案第3号 平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について

議案第4号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算]

議長(岡田和夫) 次に、日程第15並びに関係がありますので、日程第16、事業計画並びに歳入歳出予算を一括して議題とさせて頂き、先ほどと同様、その後、一括質疑を頂いたのちに、3号、4号、順次採決をしまいたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がございませんので、それでは議案第3号「平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について」並びに議案第4号「平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」について、一括議題と致します。

説明を求めます。

事務局長。

事務局長(金子隆司) 議案第3号「平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について」及び議案第4号「平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

本事業計画につきましては、協議会の主たる事務と致しまして、表の一番左側にありますように、「新町建設計画の策定」から「広報広聴」までの四つに分けまして、それぞれの事務の実施予定を表にしたものであります。

まず、新町建設計画の策定欄につきましては、議案第8号「新町建設計画の策定方針について」と議案第9号「小委員会の設置」につきまして決定を頂いた上で、小委員会の中で、町将来構想案の作成に向けて、調査、資料収集などのほか、3月末までを目安に住民アンケートの集計を行う予定としているところであります。

次に、合併協定項目の協議欄につきましては、議案第6号「事務事業の調整方針について」と議案第7号「合併協定項目について」につきまして決定を頂いた上で、今回は協議第1号「合併の方式について」と協議第2号「新町の事務所の位置について」の2件の合併協定項目について、提案・説明をさせて頂くこととしているところであります。

今、申し上げましたことは、表の中に、四角で囲んで「合併協定項目、第1次分

提案・説明」と表記している部分であります。

この2件の合併協定項目につきましては、次回の協議会におきまして協議を頂くことと致しております、合併協定項目に関しましては、より慎重に協議を行う必要がありますことから、「今回、提案・説明」、「次回、協議」というサイクルで進めさせて頂くこととしているところであります。

3段目のその他の協議欄につきましては、新町建設計画及び合併協定項目以外の協議事項について整理したものであります。

4段目の広報・広聴欄につきましては、ホームページや協議会だよりなどによります広報・広聴関係の事務を整理したものであります。

また、協議会の会議につきましては、表の上段にありますように、今回を含めて年度末までに3回の開催を予定しているところであります。

なお、表の下段に小委員会、幹事会、専門部会、分科会の下部組織を載せておりますが、これらにつきましては、いずれも必要に応じ、随時開催することとしているところであります。

議案第4号「平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の22ページをお開きください。

まず、歳出予算につきまして申し上げます。

歳出予算につきましては、総務費、事業費、予備費の3款からなっております。

1款総務費、1項総務管理費、1目事務局費、予算額522万7,000円であります。

事務局につきましては、任意合併協議会に引き続き、幕別町役場庁舎東側にあります幕別中央会館の1室に入居致しておりますが、光熱水費や燃料費などの施設の管理経費については、他の公共利用に係る経費と区分することが困難なため、幕別町が負担することとされておりますことから、これら施設管理経費は計上致しておりませんので、あらかじめ御承知おき頂きたいと存じます。

このため、本目につきましては、事務局の運営経費についてのみ、計上させて頂いておりますが、主たる経費は、道庁打合せ及び先進地視察研修随行に要する旅費、事務用経費、職員の時間外勤務手当、臨時職員に係る経費などであります。

なお、時間外勤務手当及び臨時職員賃金につきましては、職員の身分を有する町村に対する負担金として支出するものであります。

23ページになります。

2款事業費、1項事業推進費、1目会議運営費、予算額584万6,000円であります。

本目につきましては、協議会及び小委員会の会議開催経費、先進地視察研修旅費、会議録の作成委託経費であります。

先進地視察研修につきましては、合併協議をほぼ終えた山梨県内の二つの協議会

を予定しておりますが、協議経過や結果のみならず、苦労された点、工夫を凝らした点などを直にお聞かせ頂きまして、今後の協議の参考にさせて頂きたく、計画をさせて頂いたところであります。

2目調査研究費、予算額 257万8,000円であります。

本目につきましては、合併に関する協議資料等の作成に要する費用を計上させて頂いたものであります。主たる経費は、事務事業一元化、新町建設計画策定など4業務に係ります委託経費であります。

3目広報広聴費、予算額 105万3,000円あります。

本目につきましては、協議会だよりの発行経費であります。協議会ごとに3月まで3回の発行を予定しているところあります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、予算額 30万円あります。

次に、歳入予算について申し上げます。

22ページにお戻りください。

1款負担金、1項負担金、1目負担金、予算額 1,170万3,000円あります。

負担金の内訳につきましては、本協議会規約第15条及び報告第3号で御説明申し上げましたように、「十勝中央合併協議会規約に関する協議書」の第4項の規定に基づきまして、広報の経費については世帯数割、その他の経費については均等割となっておりますことから、歳出予算から補助金と諸収入を控除致しました残額を、このルールに従いまして算出したものであります。

2款補助金、1項補助金、1目補助金、予算額 330万円あります。

北海道地域政策補助金の交付を予定しているものであります。協議会開催経費、新町建設計画策定費などの、合併の協議に要する経費や調査研究費などが補助対象となっているものであります。

3款諸収入、1項諸収入、1目諸収入、予算額 1,000円あります。預金利子分と致しまして、科目存置を致したものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、議案第3号及び議案第4号について、一括して質疑をお受け致します。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 質疑がありませんので、議案第3号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案3号につきましては、原案のとおり決定することと致します。

次に、議案第4号「十勝中央合併協議会歳入歳出予算」につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、原案のとおり決定を致しました。

[議案第5号 協議の進め方について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第17、議案第5号「協議の進め方について」を議題と致します。

事務局長より説明を致します。

事務局長。

事務局長(金子隆司) 議案第5号「協議の進め方について」につきまして、御説明を申し上げます。

24ページをお開きください。

本協議会の所掌事務につきましては、議案第3号の事業計画の中で、大きく四つに分けて御説明をさせて頂きましたが、この中でも直接合併協議に関わる大切な事務が「新町建設計画の策定」と「合併協定項目の協議」であり、先進事例を見ましても、協議会の会議時間のほとんどが、この二つの事務の協議に費やされているほど、内容的にも量的にもボリュームが大きいわけであります。

一方、一般的に法定協議会において必要とされる協議期間は1年6カ月と言われておりますが、合併特例法の適用を受けようとするならば、実質的な協議期間は、残すところ1年余りとなっている状況にあります。

このようなことから、今後の合併協議を進めるにあたりましては、委員の皆さんが同一の認識に立ち、限られた時間の中で、慎重かつ極めて効率的な協議が求められますことから、本議件につきまして、御確認を頂くものであります。

まず、第1項が任意合併協議会における協議結果の取扱いについてであります。任意協議会におきましては、約3カ月の期間をかけた上で、合併の意義、新町の将来像、住民に身近な負担サービスの在り方などについて協議が行われ、この協議結果をもとに住民の意向把握が行われ、今日に至っているところでありますことから、任意合併協議会における協議結果は、最大限尊重されるべきものと考えられるところであります。

次に、第2項の協議の進め方ではありますが、ここにあります五つのルールに従って協議を進めていくというものであります。

一つには、幹事会で調整した事項を協議会に提案するというものであります。

二つには、小委員会への付託が適当な事項、例えば、より慎重にまたは継続的に時間をかけて審議を行うべき事項につきましては、協議会の決定を得て小委員会に付託するというものであります。

三つには、小委員会に付託しない事項で合併協定項目となっている事項につきましては、委員の皆さん、あるいは各町村において十分な検討時間を確保するため、提案時には説明のみを行い、協議は次回の協議会で行うとするものであります。

四つには、小委員会へ付託した協議事項につきましては、必要に応じ、協議会に経過等の報告を行い、協議会で確認するというものであります。

五つには、一度の協議会で結論に達しない協議事項につきましては、会議運営規程にも謳われておりますように、全会一致の原則に基づきまして、結論が見いだされるまで継続審査とするものであります。

次に、第3項の提案の方法等についてであります。一つには、冒頭御説明申し上げましたように、限られた時間の中で効率的な協議を行う必要がありますことから、特に「各種事務事業の取扱い」などにつきましては、関連する協議項目を一まとめに致しまして、提案させて頂くというものであります。

二つ目が、予算に補正の必要が生じた場合、あるいは建設計画策定や事務事業の中でも重要なものについての検討状況、進捗状況につきましては、必要に応じて、その都度、提案、報告等をさせて頂くというものであります。

一番下にフロー図を載せておりますが、これは協議事項のうち、合併協定項目に係ります協議の進め方を図示したものであります。

第1回協議会で提案・説明された協議事項は、第2回協議会で協議され、決定に至らない場合には、第3回協議会で継続審議となります。

また、小委員会に付託された事項につきましては、継続的に審査され、必要に応じ、協議会に報告されるということを示しているものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 「協議の進め方について」説明が終わりましたけれども、御質疑はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、御質疑がありませんので、議案第5号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第5号については、原案のとおり決定をされました。

[議案第6号 事務事業の調整方針について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第18、議案第6号「事務事業の調整方針について」を議題と致します。

事務局より説明を願います。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 議案第6号「事務事業の調整方針について」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

本議件につきましては、現在3町村が行っております1,200項目に及ぶ事務事業を調整する上での基本方針となるものであります。

第1項の「調整の原則」につきましては、3町村のこれまでのまちづくりの重みを尊重し、3町村の融合・一体的な促進や新たなまちづくりへの結びつきに配慮するとともに、高サービス低負担による財政負担増が合併による経費削減効果よりも大きくなるよう留意しながら、次の三つの原則に基づき、新町における行政制度やサービスを調整することとするものであります。

一つ目は、公平性の確保、すなわち負担公平の原則であります。

税、使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、住民に不公平感を与えないよう十分に配慮をするとともに、やむを得ず3町村それぞれの現行制度を継続する場合であっても、5年を限度に一元化を行おうとするものであります。

二つ目は、健全な財政運営の原則であります。

新町における自治体としての在り方を視野に入れ、現実的かつ実行性があること、最少の経費で最大の効果を上げることと配慮するとともに、現在行われているサービスであっても、新町に拡大して実施した場合や段階的に実施した場合の財政に与える影響を考慮しながら、調整しようとするものであります。

三つ目には、受益と負担の適正化の原則であります。

受益者負担を原則とするサービスにつきましては、類似町の状況も考慮しつつ、制度の基本ルールを踏まえ、収支の均衡を考慮した制度の在り方についても、検討しようとするものであります。

次に、26ページになりますが、第2項の「調整方針の分類」であります。

調整方針の決定にあたりましては、下の図にありますように、七つの分類に従いまして調整しようとするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

御質疑ございませんでしょうか。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、質疑がありませんので、議案第6号「事務事業の調整方針について」は、原案のとおり決定することで御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第6号「事務事業の調整方針につい

て」は、原案のとおり決定をされました。

[議案第 7 号 合併協定項目について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 19、議案第 7 号「合併協定項目について」を議題と致します。

事務局より説明を願います。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 議案第 7 号「合併協定項目について」につきまして、御説明を申し上げます。

27 ページをお開きください。

合併協定項目と言いますのは、合併の方式、期日、事務所の位置など、合併に関する協議項目を指すものでありますが、この協議がすべて整いましたならば、合併協定書として調印されるものであります。

合併協定項目の項目数、内容につきましては、協議会の実情や事業のくくり方によりまして多少の相違が見られますものの、全国的にほぼ同様の設定となっているというのが実態であります。

このため、協定項目の設定にあたりましては、先進事例をもとに、本協議会の実情を反映させたものとなっております。

なお、先進事例につきましては、別冊資料 1 ページから 2 ページに掲載させて頂いておりますので、御参照頂きたいと存じます。

合併協定項目につきましては、大きく、一つには基本的な協議項目、二つには合併特例法に規定されている協議項目、三つにはその他必要な協議項目の三つに分けることができます。

一つ目の基本的な協議項目につきましては、合併の協議を行う上で最も重要な、いわば自治体の存立に関わる基本的な項目であります。

二つ目の合併特例法に規定されている協議項目につきましては、合併特例法にその取扱いについての特例が規定されている項目であります。

三つ目のその他必要な協議項目につきましては、今、申し上げました二つの項目以外に、合併の協議を行う上で欠かすことができない項目であります。

それでは、上から順に個別の項目につきまして、御説明を申し上げます。

1 の「合併の方式」であります。市町村合併の形態には、新設合併と編入合併の二つがあり、合併特例法の適用や合併の手続きをはじめ、合併協議の方法も異なっており、協議を円滑に進めるためにも、合併の方式を早期に決める必要があります。

2 の「合併の期日」につきましては、新町として施行する日、新町がスタートする日を決めるものであります。

次に、3の「新町の名称」についてであります。新設合併の場合は、合併関係市町村がすべて廃止されるため、新町の名称を決める必要があります。

4の「新町の事務所の位置」につきましては、新設合併の場合は、合併関係市町村がすべて廃止されるため、新町の本庁舎の位置を決める必要があります。

5の「財産及び債務の取扱い」につきましては、原則的には合併関係市町村が持っている土地、建物、債権、債務などの財産、債務を新町が引き継ぐこととなりますが、その取扱いについて決める必要があります。

6の「住民自治充実のための取扱い」につきましては、他の協議会では例を見ない、本協議会独自のものです。

昨年11月に開催されました第5回任意合併協議会におきまして、「合併後の地域の均衡ある発展と、住民との新たな協働関係の構築が図られるよう、地方制度調査会の答申の趣旨をはじめ、本庁と総合支所の役割分担及び組織機構、議会の役割、地域審議会の役割などに留意しつつ、先に決定された調整方針も含め、総合的な観点に立って、より一層、地域住民の意向が行政運営に反映される仕組みを法定合併協議会に移行した際には検討すべきである」との決定がなされたことを受けまして、設定させて頂いたものであります。

次に、合併特例法に規定されている協議項目であります。

7の「地域審議会の取扱い」であります。合併特例法では、市町村建設計画の執行状況や合併市町村の施策に住民の意見を反映していくため、一定期間、旧市町村単位に地域審議会を設置することができることとされておりますことから、設置の有無、定数、任期等、その取扱いについて協議をする必要があります。

8の「議会議員の定数及び任期の取扱い」についてであります。新設合併の場合は合併関係市町村の全議員、編入合併の場合は編入される市町村の議員が身分を失うこととなりますが、合併特例法におきまして、合併後の一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置が定められておりますことから、この取扱いについて協議をする必要があります。

次に9の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」についてであります。議会議員同様、合併特例法において定数、任期に関する特例措置が定められておりますことから、この取扱いについて協議をする必要があります。

10の「地方税の取扱い」についてであります。市町村民税、固定資産税、軽自動車税など、合併前の市町村で税目・税率に違いがある場合には、激変緩和のため、5年間は不均一課税とすることができることとされておりますことから、この取扱いについて協議する必要があります。

11の「一般職の職員の身分の取扱い」についてであります。合併により、旧市町村の法人格が消滅する場合には、一般職の職員は当然に失職することとなりますが、合併特例法では、引き続き合併市町村の職員として身分を保障するよう定め

られておりますので、その取扱いについて協議する必要があります。

12 の「特別職の身分の取扱い」についてであります。首長、助役、収入役及び行政委員会委員などの特別職の設置や任期、人数、報酬などの身分の取扱いについて協議する必要があります。

13 の「一部事務組合等の取扱い」であります。一部事務組合や機関の共同設置、これは介護保険認定審査会であります。この加入先に違いがありますことから、合併の方式が新設、編入のいずれの場合であっても、この取扱いについて協議する必要があります。

14 の「条例・規則等の取扱い」であります。新設合併の場合、合併前の3町村の条例、規則等はすべて失効し、新たに制定し直さなければなりません。各種事務事業の調整内容に基づき、合併時に施行させるもの、合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの、合併後、逐次制定し施行させるもの、などについて協議する必要があります。

15 の「事務組織及び機構の取扱い」であります。新設合併の場合、組織・機構を新たに設置しなければならないことから、その取扱いについて協議する必要があります。

次に、16 の「使用料・手数料等の取扱い」であります。公共施設の使用料や同一の事務に係る手数料が異なる場合には、調整を図る必要があります。

17 の「公共的団体等の取扱い」であります。公共的な活動を営む団体等につきましては、地方自治法第157条第1項で、「地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる」とあります。

また、合併特例法では、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」とされておりますことから、できる限り公共的団体等の統合が図れるよう、協議をする必要があります。

18 の「補助金・交付金等の取扱い」であります。3町村では各種団体に対して補助金や交付金等を交付しておりますが、補助制度等の経緯や実情を踏まえ、財政状況等を勘案し、これら補助金等の在り方を協議する必要があります。

19 の「町名・字名の区域及び名称等の取扱い」であります。町名・字名につきましては、地域の歴史や文化が染み込んだ住民にとっては、大変愛着が深いものがあります。3町村の中でも同一の字名もありますことから、これらを含め、合併後の町名・字名の区域、名称について協議する必要があります。

20 の「慣行の取扱い」であります。3町村におきましては、憲章、花、木、各種宣言等の慣行がありますが、これらにつきましては、合併の方式に関わらず協議する必要があります。

21 の「消防組織の取扱い」であります。3町村における消防事務につきまして

は、加入する事務組合が異なっております。合併の方式に関わらず、この取扱いを含めまして、消防本部、消防署及び消防団の組織構成について協議する必要があります。

次に、22 の「各種事務事業の取扱い」であります。枝番 1「行政区・町内会の取扱い」から枝番 23「その他事業の取扱い」まで、3 町村の事務事業がすべて網羅されるよう、合計 23 の事業に分けております。

各種事務事業に含まれる事業数につきましては、全部で 1,200 項目、このうち協議会で決定を頂きます A ランクが 350 項目程度となっておりますが、これら事務事業の取扱いについて協議をする必要があります。

最後に、23 の「新町建設計画」であります。新町建設計画は合併特例法により、その策定を義務付けられているものであります。

計画は、新町建設の基本方針、根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備、財政計画などから構成されているもので、新町のマスタープランとしての役割を果たすとともに、住民の皆様が合併の是非について判断する材料となるものであります。

また、合併特例債や合併補助金など、財政措置が講じられるための基礎資料となるものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 合併協定項目について説明が終わりました。

御質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

安村村長、委員。

副会長（安村豊治） 確認でございますけども、先ほど、27 ページの 3 のその他必要な協議項目の 13 で、一部事務組合等取扱い、介護保険認定の組織が違うということで、これは一つなのかどうかという確認であります。介護保険の認定だけなのか、その辺をちょっと。説明の中でちょっと聞き漏らしたものですから。

議長（岡田和夫） 事務局長。

事務局長（金子隆司） 介護認定審査会だけと承知を致しております。

失礼致しました。広域連合という概念の延長線上では、介護保険制度審査会ということですが、いわゆる複合事務組合、一部事務組合としての延長線上には、複合事務組合、ごみ等々ございます。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ほかに質疑がないようでありますので、議案第 7 号「合併協定項目について」は、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第7号「合併協定項目について」は、原案のとおり決定をされました。

[議案第8号 新町建設計画の策定方針について]

議長（岡田和夫） 次に日程第20、議案第8号「新町建設計画の策定方針について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 議案第8号「新町建設計画の策定方針について」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の28ページを御覧ください。

本議件につきましては、合併特例法により、策定が義務付けられております新町建設計画につきまして、あらかじめ策定の基本的な方針を定めようとするものであります。

第1項、計画の趣旨であります。本計画は、新町のまちづくり全般のマスタープラン及び主要プロジェクトとなるものでありまして、本計画の実現により、3町村の合併後の速やかな一体性と住民福祉の向上、さらには、新町全体の均衡ある発展を目指すとしたものであります。

また、建設計画策定の前段に、住民の判断材料と致しまして、まちづくりのビジョン、方向性を示す新町将来構想を作成し、これを建設計画のベースとするものであります。

なお、本来、新町が進めるべき具体的な内容につきましては、地方自治法に基づいて新町において策定される基本構想、基本計画、実施計画、いわゆる総合計画に委ねるものとしたものであります。

次に、第2項、計画の構成であります。計画は、合併特例法で定めております最低限盛り込まなければならない4項目を基本として作成するものですが、実際の策定にあたりましては、これら4項目に補足・肉付けをする項目を加えた上で、項目の名称についても、平易な表現を用いるなど、住民にとって分かりやすい計画づくりに努めなければならないものと考えておりますので、あらかじめ、御了承頂きたくお願いを申し上げます。

第3項につきましては、住民の意見を尊重して作成することとしたものであります。

最後の第4項につきましては、計画期間を合併後おおむね10年間とするものであります。

それでは、資料に基づきまして、建設計画策定の流れを御説明申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

最初に、新町建設計画策定イメージ図とありますが、(1)では将来構想と建設計画の基本的なイメージを表しておりまして、先ほども申し上げましたように、前段で将来構想を策定致します。3町村の基本的要件や現状・課題から将来像と基本目標を設定し、これを体系的にまとめたものが将来構想となります。

この将来構想を実現化するために検討、協議を加え、特例法に定める4項目を基本として整理したものが建設計画となります。

次に、(2)の基本的な構成であります。建設計画は、目指すべき将来像をトップに、基本目標、主要施策の順にピラミッド型に体系化されております。さらに、主要施策とも関連する公共施設の統合整備と財政計画が盛り込まれるという構成になります。

なお、左に黒い矢印がありますように、将来構想の将来像と基本目標が体系的に整理されて、建設計画の将来像と基本目標に位置付けられるという仕組みになります。

資料の4ページをお開きください。

ここでは、新町建設計画策定フローについて、御説明を申し上げます。

一番上が、先の議案第9号で決定されました小委員会の設置、協議会からの付託であります。

付託を受けまして、小委員会は幹事会・専門部会に対し、たたき台の作成を指示することになりますが、たたき台作成にあたりましては、住民アンケート、タウンウォッチングの実施をはじめ、左側に書かれておりますように、各町村の住民組織からのアイデア・意見を反映したものと致します。

小委員会で取りまとめられた将来構想案は、協議会に諮られ、決定されることとなります。

将来構想ができあがった段階で、その概要版を作成し、全戸配布をしたあと、住民説明会を行うこととなります。

続いて、将来構想を基に建設計画の策定に入りますが、ここでも、住民組織の意見反映を加えながら、幹事会・専門部会でたたき台を作成致します。

小委員会で調査・審議された後、協議会に報告し、計画がまとまった段階で、道との協議を行い、建設計画が完成するという運びとなります。

最後に、建設計画の概要版を全戸配布した上で、住民説明会を開催することになりますが、他の協議会の事例を見ましても、住民説明会は、将来構想の段階で1度だけ開催するというのが通例であります。これは、でき上がった結果をお知らせするという意味合いでの説明会になるかと思っております。

資料の5ページをお開きください。

新町建設計画の策定スケジュールの概要を掲載しております。

本日の協議会及び小委員会の開催からはじまりまして、2月には、アンケート調

査を 3,000 人を対象に実施する予定であります。

これと並行致しまして、タウンウォッチングと致しまして、3 町村の公共施設等の視察を予定しているところであります。

3 月には将来構想の前段を審議検討し、住民組織の意見聴取、アンケートの集計を行いまして、5 月には将来構想の後段の審議検討を行い、6 月には将来構想が決定する運びとなっております。

そして 7 月には概要版を印刷、全戸配布し、住民説明会を開催致します。

8 月には建設計画の前段の審議検討をし、ここでも住民組織の意見反映を経て、10 月には建設計画の後段の審議検討を致します。

その後、協議会での計画が確定しましたら、道との正式協議を終えて計画は完了するということとなります。

その後に、再び概要版を全戸配布し、住民説明会を開催するというスケジュールになっているところであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 新町建設計画の策定方針についての説明がありましたけれども、何か御質疑ございませんでしょうか。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、質疑がありませんので、議案第 8 号「新町建設計画の策定方針について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 8 号「新町建設計画の策定方針について」は、原案のとおり決定されました。

[議案第 9 号 小委員会の設置について]

議長（岡田和夫） 次に日程第 21、議案第 9 号「小委員会の設置について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 議案第 9 号「小委員会の設置について」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の 29 ページをお開きください。

本議件につきましては、規約第 11 条第 1 項及び小委員会規程第 2 条の規定に基づきまして、三つの小委員会を設置するとともに、付託事項欄に記載されております事項につきまして、付託を行うものであります。

付託を行う事項につきましては、いずれも合併に際しては最重要と言える項目で

ありまして、継続的かつ慎重な審議を要するものでありますことから、小委員会におきまして調査、審議等をお願いするものであります。

まず、「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」であります。付託事項につきましては、議案第7号で決定を頂きました合併協定項目の3の「新町の名称」及び8の「議会議員の定数及び任期の取扱い」の2項目を付託するものであります。

付託内容につきましては、「新町の名称」に関しましては、新町の名称の公募、応募の中から候補の絞り込みなどでありましてあります。

また、「議会議員の定数任期」に関しましては、合併特例法に規定する特例並びに公職選挙法に規定する選挙区の取扱い、などとするものであります。

次に、「地域自治組織等小委員会」であります。付託事項につきましては、協定項目6の「住民自治充実のための取扱い」、7の「地域審議会の取扱い」、15の「事務組織及び機構の取扱い」の3項目であります。

30ページをお開きください。

付託内容と致しましては、昨年11月に出席された地方制度調査会の答申に盛り込まれました地域自治組織、合併特例法に規定されております地域審議会、さらには、事務組織、機構の在り方につきまして、地域住民の意向が行政に反映され、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな共同関係の構築が図られるよう、これら3点の取扱いなどにつきまして御審議を頂くものであります。

最後に、「新町建設計画小委員会」であります。付託事項につきましては、合併協定項目の23の「新町建設計画」で、付託内容と致しましては、新町将来構想案の作成、新町建設計画案の作成などでありましてあります。

なお、小委員会の委員につきましては、小委員会規程第3条の規定により、会長が指名することとなっておりますので、構成委員名欄に記載されております委員の方々を指名とさせて頂くということで、御了承をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

先ほど、お話ありました件。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） 小委員会の設置でございますね。一つの、新町建設小委員会の委員の増員をお願いしたいという提案でございます。

小委員会の委員につきましては、小委員会規程により、会長さんが御指名されることになっておりますが、新町建設計画小委員会については、3号委員の各町村1名を増員し、6名の構成による設置が望ましいのではないかと提案するところでございます。

その理由を申し上げますけれども、新町建設計画の策定方針は10年間のもので

ありまして、建設計画は新町のまちづくりのマスタープランとしての役割を果たすものであります。

建設計画を基礎として、様々な財政措置が講じられることになっております。新町のまちづくりの総合計画としての位置付けとするものであり、住民にとっても非常に関心の高いものであります。

合併の是非を判断する材料となることから、各町村の3号議員を加え、計18名の構成員により、新町建設計画小委員会の設置をし、慎重な調査と審議が私は必要でないかと考えております。

また、3小委員会の中で、新町建設小委員会だけが18名ということになりますけれども、私はこの大事な将来構想を描く建設班においては、18名がいても私は不自然ではないのではないかとということで、提案を致すところであります。

議長（岡田和夫） 今の3号議員から1名をとということですが、現に3号議員の1名入っていらっしゃるから、そのほかの2名の中から、あるいは議長さんとか副議長さんとかということになるのでしょうか。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） はい。私の考えとしては、そういう考え方でございまして、副議長さんあたりが加わったらよろしいのではなからうかという提案でございます。

議長（岡田和夫） ほかに御意見ありませんか。

杉坂委員。

委員（杉坂達男） ただ今、更別からの提案であります。基本的には私も賛成をしますところでありまして。賛成というか、同意をしますところでありまして。

現に、3小委員会のバランスを考えますということですから、内容、いわゆるボリュームだとかウエイトから考えましても、それぞれ提案としては理解できますけれども、なおかつ今までの経過、今、更別からも提案がありましたけれども、そういったことを加味して考えるのであれば、私は3号議員とは申し上げませんが、増員についての賛同は致します。

議長（岡田和夫） ほかにございせんか。

それでは若干、休憩致します。

15：49 休憩

15：50 再開

議長（岡田和夫） 休憩を閉じ、会議を再開致します。

新町の建設計画の小委員会に、3号委員の方を追加するという御提案がありまして、会長の指名ということになっておりますので、これを認め、3名を私の方から

指名をさせて頂きたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、幕別町瀬瀬委員、更別村赤津委員、忠類村南山委員の3名を新町の建設計画小委員会委員をお願いを致します。

ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ほかにございませんで、議案第9号「小委員会の設置」につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、今の3名の方を、いわゆる修正ということになりましょうか、このことで議案第9号を決定致したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、修正案のとおり決定をされました。

[協議第1号 合併の方式について]

議長(岡田和夫) 次に、協議案に入らせて頂きます。

日程第22、協議第1号「合併の方式について」を議題と致します。

説明を願います。

事務局長。

事務局長(金子隆司) 協議第1号「合併の方式について」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書は31ページ、資料は6ページからになりますが、まず、資料の6ページを御覧ください。

資料の6ページでございます。

合併の方式につきましては、「新設合併」と「編入合併」の二通りがありますので、その違いを整理させて頂いたものでありますが、根本的に違うところは、市町村の法人格の欄にありますように、「新設合併」につきましては、合併前の市町村の法人格がすべて消滅し、新たな法人格が発生するのに対しまして、「編入合併」につきましては、編入される市町村の法人格が消滅するという点であります。

従いまして新設合併につきましては、一部の特例はありますものの、基本的には、市町村の名称や事務所の位置など、すべての事項を一から協議して決めていかなければならないこととなります。

これに対しまして、編入合併につきましては、編入する市町村そのものが存続するものとなります。

次に、資料の8ページ、9ページにつきましては、平成13年1月1日から平成15年12月31日までの合併の事例を整理したものであります。この期間内の合併

は全部で 30 件ありましたが、内訳は新設合併が 19 件、編入合併が 11 件でありました。

先進事例をみますと、2 市町村間の合併で、かつ市町村規模に大きな差が見られる場合には、編入合併の方式がとられている傾向にあります。

議案書の 31 ページに戻りますが、調整方針と致しましては、「幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする」とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 合併方式について、説明がありました。

先ほど、お話ありましたように、本日は提案説明をさせて頂きまして、次回、協議をさせて頂くということでありますけれども、説明内容についての質疑がございましたら、お受けしたいというふうに思いますが、何かございますでしょうか。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、質疑がないようですので、協議につきましては、次回協議会において行います。

[協議第 2 号 新町の事務所の位置について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 23、協議第 2 号「新町の事務所の位置について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局長。

事務局長（金子隆司） 協議第 2 号「新町の事務所の位置について」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書は 32 ページ、資料は 10 ページからになりますが、まず、資料の 10 ページを御覧ください。

10 ページから 11 ページにかけては、3 町村の本庁舎、支所、出張所の現況を整理したものでありますが、幕別町のみ本庁舎のほかに支所、出張所があります。

12 ページには、事務所に関わる関係法令等を掲載したものであります。

地方自治法第 4 条第 2 項では、「事務所の位置を定めるにあたっては、住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされているところであります。

また、同法第 155 条第 3 項に、支所、出張所に関する規定がありますが、事務所の位置に関する規定が準用されており、位置を定めるにあたっては事務所と同様の考慮を払わなければならないとされているところであります。

なお、実例・通知欄の には、支所、出張所の違いが記載されておりますので、

御参照ください。

13 ページをお開きください。

3 通りの庁舎利用方式を比較したものであります。

「本庁方式」につきましては、3 町村の庁舎の機能を 1 カ所に集約する方式であります。

「分庁方式」につきましては、組織・機能を複数の庁舎に振り分ける方式であります。

「総合支所方式」につきましては、管理部門を除いた機能を支所に残す方式であります。

14 ページにつきましては、3 つの方式に関わる先進事例を載せたものであります。

議案書の 32 ページにお戻りください。

調整方針と致しましては、「新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする」とするものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 新町の事務所に位置についての説明がありました。

何か御質疑ございますでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、質疑がないようでありますので、これにつきましても、協議については、次回協議をさせて頂くことと致します。

[第 2 回協議会開催期日]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 24、「第 2 回協議会の開催期日について」であります。2 月 27 日、金曜日であります。午後から、忠類村にて開催を致したいと思っております。詳しくは後日、文書をもって、御案内を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

私どもからの提案案件は以上でありますけれども、この際、委員の皆さま方から何か御意見等がございましたら、お受け致したいと思っております。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

[閉会]

議長（岡田和夫） これで本日の日程は、すべて終了致しました。

大変、長時間にわたりまして、そしてまた、初めての協議会で大変お疲れになったことと存じます。

大変、真摯な御協議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第1回十勝中央合併協議会を閉会致します。
どうもありがとうございました。

16:00 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年2月9日

議長 岡田 和夫

署名委員 西尾 治

署名委員 本保 征喜